

No.	質問	回答
1	地元産米の支給を受けるために、申請など手続きは必要ですか。	窓口での申請や地元産米の受取は不要です。市内のご自宅(住民票の住所)に配送します。詳細については、12月中旬頃にお知らせを郵送させていただきますので、ご確認ください。
2	お米はいつ頃に届きますか。	地元産米の配送は令和8年1月から2月中を予定しています。地域ごとに順番に配送しますので、お届けまでしばらくお待ちください。
3	地元産米支給のお知らせはいつ頃に届きますか。	対象者には、12月中旬頃にお知らせを郵送します。
4	地元産米の支給を辞退したいが、どうすればよいか。	12月中旬頃に郵送するお知らせに辞退の手続き方法について記載していますので、手続きをお願いします。
5	12月2日以降に高槻市の現住所から転居予定です。地元産米を受け取れますか。	対象者の要件を満たしていれば、地元産米を受け取ることができます。転居等による送付先が変更となる場合の手続きについては、お知らせをご確認ください。
6	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
7	配送業者は何という会社名ですか。	配送業者が決まり次第、ホームページに掲載します。
8	配送時間帯指定はできないのでしょうか。	配送時間帯指定はできません。ご不在の場合は不在票を投函しますので、不在票に記載の配送業者へ再配達の依頼をお願いします。
9	高校生の子ども(19歳)がいますが、対象になるでしょうか。	支給対象者は、令和7年12月1日時点で高槻市に住民登録がある平成19年4月2日から平成22年4月1日までの方としています。お尋ねの年齢である場合、対象外となります。
10	年齢が17歳ですが、高校には通学せず働いています。対象になるでしょうか。	支給対象者は、令和7年12月1日時点で高槻市に住民登録がある平成19年4月2日から平成22年4月1日までの方としており、高校に在籍しているかどうかを要件としていません。お尋ねの場合、対象となります。
11	高校生の子どもが、市外(寮生活、一人暮らし等)に住んでいますが、対象になるでしょうか。	お子さんの住民票が市内であれば、対象となります。
12	DV・虐待等からの避難のため、市外に住民票を置っていますが、高校生の子どもと一緒に市内に居住しています。対象になるでしょうか。	お尋ねの場合、対象となる場合がありますので、子育て支援課(072-686-3030)へご連絡をお願いします。
13	令和7年11月に児童扶養手当の認定請求をしましたが、まだ認定を受けていません。対象になるでしょうか。	児童扶養手当は請求日の属する月の翌月分から支給されるため、認定されて12月分の児童扶養手当が受給できる場合は、対象となります。
14	令和7年12月1日に児童扶養手当の認定請求をしましたが、対象になるでしょうか。	児童扶養手当は請求日の属する月の翌月分から支給されるため、お尋ねの場合は12月分の児童扶養手当は受給できず、対象外となります。
15	児童扶養手当を受給していますが、令和7年12月に資格喪失となりました。対象になるでしょうか。	令和7年12月に資格喪失となった場合、12月分の手当まで支給することになるため、対象となります。
16	児童扶養手当を受給しており、対象の高校生も同居している場合に、お米はどちらも受け取ることができますか。	児童扶養手当の受給者に5キロ、対象の高校生1人につき5キロ、それぞれ配送されますので、お尋ねの場合、どちらも受け取ることができます。
17	同じ住所に住む家族のうち、一人分のお米は届きましたが、もう一人分がまだ届きません。配送ミスでしょうか。	同じ住所でもお届け日に数日のずれが生じることがあります。2月中には全ての対象者の方へお届けできる予定ですので、今しばらくお待ちください。